

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく指定特定相談支援事業所及び児童福祉法に基づく指定
障害児相談支援事業所「守谷市障がい者相談支援センター」運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、指定管理者社会福祉法人日本キングスガーデンが管理する守谷市障がい者福祉センター（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児相談支援事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を利用する障がい者又は障がい児の保護者（以下、「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を当該利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な障がい福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、支給決定障がい者等に提供される障がい福祉サービス等が特定の種類、または特定の福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとする。
- 4 事業所は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努める。
- 5 前4項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 守谷市障がい者相談支援センター
- (2) 所在地 守谷市板戸井1977-2 守谷市障がい者福祉センター内

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 相談支援専門員 1人以上

相談支援専門員は、利用者の生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日・サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。(祝日にあたる場合も営業)ただし、12月30日から1月3日は除く。

(2) 営業時間・サービス提供時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(事業の提供方法及び内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者からの日常生活全般に関する相談に応じること。

(2) サービス利用計画の作成に関すること。

① 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施すること。

② サービス利用計画の原案を作成すること。

③ サービス担当者会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、サービス利用計画の原案内容について意見を聴取すること。

④ サービス利用計画の原案を利用者に説明し、文書により同意を得ること。

⑤ サービス利用計画を利用者及び利用サービス等の担当者に交付するとともに、市へ写しを提出すること。

⑥ 必要に応じ、サービス利用計画の変更を行うこと。

(3) 利用者に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施する。

(4) 地域のサービス事業者の情報を適正に利用者に提供すること。

(5) 相談方法については電話、メール、ファックス等により受け付けること。

(利用者から受領する費用及びその額)

第7条 事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、支給決定障がい者等から法第51条の17第3項の規定により算定された計画相談

支援給付費の額の支払を受けるものとする。

- 2 前項の費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 事業所は、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス等」という。)を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、守谷市全域とする。

(利用対象者)

第10条 サービスを提供する対象者は、次のとおりとする。

- ① 障害福祉サービス受給者証の交付を受けているもの。
- ② 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等対象者。

(提供拒否の禁止)

第11条 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒まないものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定相談支援事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずる。

(掲示)

第13条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援、計画相談支援、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経

験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

- 2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 事業所は、前項に規定する重要事項の公表に努める

(個人情報保護)

第14条 その業務上知り得た利用者の個人情報については、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 他の指定障害者福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(利益供与等の禁止)

第15条 事業所は、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならないものとする。

- 2 相談支援専門員は、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならないものとする。
- 3 事業所及びその従業者は、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、その福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(勤務体制の確保等)

第16条 事業所は、利用者に対し、適切な相談支援を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておく。

- 2 事業所は、当事業所の相談支援専門員に計画相談支援又は障害児相談支援の業務を担当させるものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 事業者は、利用者に対するサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成又は変更の提供により事故が発生した場合は、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

第18条 提供した事業に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した事業に関し、法第10条第1項の規定により守谷市が行う報告、若しくは文書その他の物件の提出、若しくは提示の命令又は当該従業者からの質問、若しくは事業所の設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して守谷市が行う調査に協力するとともに、守谷市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した事業に関し、法第11条第2項の規定により、茨城県が行う報告、若しくは事業の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出、若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して茨城県が行う調査に協力するとともに、茨城県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した事業に関し、法第51条の27第2項の規定により、茨城県知事又は守谷市長が行う報告、若しくは帳簿書類その他の物件の提出、若しくは提示の命令又は当該従業者からの質問、若しくは福祉センターの設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して茨城県知事又は守谷市長が行う調査に協力するとともに、茨城県知事又は守谷市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第83条に規定する茨城県社会福祉協議会が設置する茨城県福祉サービス運営適正化委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止のための措置)

第19条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施。
- (3) (1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定及び設置する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第20条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(衛生管理等)

第21条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(記録の整備)

第23条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、その相談支援を提供した日から5年間保存する

(従業者の研修)

第24条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

(その他運営についての重要事項)

第25条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は守谷市と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する

- ・この改正は、平成26年 7月1日より施行する
- ・この改正は、平成29年 4月1日より施行する
- ・この改正は、平成31年 4月1日より施行する
- ・この改正は、令和 4年11月1日より施行する
- ・この改正は、令和 6年 4月1日より施行する
- ・この改正は、令和 7年11月1日より施行する